

京都市告示第 97 号

生活保護法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 14 条第 2 項第 3 号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和 4 年 4 月 19 日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人秀仁会 円町さくら眼科クリニック	中京区西ノ京北壺井町 1 番地	令和 4 年 4 月 1 日
大塚美実診療所	下京区室町通五条上る坂東屋町 270-3	令和 4 年 4 月 1 日
安田花園クリニック	右京区谷口唐田ノ内町 18-4	令和 4 年 4 月 1 日
公益社団法人信和会東山診療所	東山区今熊野宝蔵町 43	令和 4 年 3 月 1 日
医療法人社団啓至会 桃山ひむかクリニック	伏見区菱屋町 670 番地	令和 4 年 4 月 1 日
医療法人 山本歯科口腔外科医院	中京区新京極通三条下る桜之町 446 番地	令和 4 年 3 月 1 日
もみじ薬局 みぶ店	下京区中堂寺鍵田町 4 番地 壬生グランドハイツ 1 階	令和 4 年 3 月 1 日
カリン薬局	下京区七条御所ノ内本町 69 番地 シティオ西大路 101 号室	令和 4 年 4 月 15 日
ねこのて訪問看護ステーション	中京区御幸町通竹屋町上る毘沙門町 557 番地 2 ACT-Kビル 2F	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション 桜華	下京区綾小路通堀川西入妙満寺 580 番地 3	令和 4 年 4 月 1 日

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションF	南区東九条北松ノ木町40-16	令和4年4月11日
訪問看護ステーション ミストラル京都	右京区太秦下刑部町11番地2 グレイスヴィラ阿部2B号室	令和4年2月1日
ネクステップ訪問看護ステーション	山科区音羽稻芝18-3	令和4年4月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)